

議案第 26 号

飛驒市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について

飛驒市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 28 日提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛驒市スポーツ施設の廃止等に伴う改正

飛驒市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

飛驒市スポーツ施設条例（平成17年飛驒市条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表飛驒市古川町森林公園の部中

「
〔

管理棟
研修棟
キャンプ場
林間広場
テニスコート

」
」
「
〔

キャンプ場
林間広場
テニスコート

に、
」
「
〔

無休

」
を
〔

12月1日から
翌年の3月31日まで

に改め、
」
」

同表飛驒市黒内屋内運動場の部中

「
〔

午前6時から
午後6時まで

」
を
〔

午前8時から
午後10時まで

に改める。
」
」

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

飛騨市スポーツ施設条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行						改正案					
本則・附則 略 別表（第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係）						本則・附則 略 別表（第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係）					
名称	位置	休場日	休場期間	使用時間	使用料	名称	位置	休場日	休場期間	使用時間	使用料
飛騨市古川ト レーニングセ ンター	飛騨市古川町沼 町233番地 1	無休	12月29日か ら翌年の1 月3日まで	午前8時か ら午後10時 まで	飛騨市使用 料徴収条例 (平成16年 飛騨市条例 第70号) に よる	飛騨市古川ト レーニングセ ンター	飛騨市古川町沼 町233番地 1	無休	12月29日か ら翌年の1 月3日まで	午前8時か ら午後10時 まで	飛騨市使用 料徴収条例 (平成16年 飛騨市条例 第70号) に よる
飛騨 市古 川町 森林 公園	運動場 管理棟 研修棟 キャン プ場 林間広 場 テニス コート	飛騨市古川町信 包733番地 1		午前6時か ら午後10時 まで		飛騨 市古 川町 森林 公園	運動場 —— キャン プ場 林間広 場 テニス コート	飛騨市古川町信 包733番地 1		午前6時か ら午後10時 まで	飛騨市条例 第70号) に よる
サイク リング ロード	起点 飛騨市古 川町信包180番地 先 終点 飛騨市古 川町上野77番地 1先	無休	無休 —— ——	規定なし	無料	サイク リング ロード	起点 飞騨市古 川町信包180番地 先 終点 飞騨市古 川町上野77番地 1先	無休	12月1日か ら翌年の3 月31日まで	規定なし	無料
飛騨市サン・スポーツランドふるかわの部～飛騨市杉崎公園グラウンドの部 略											
飛騨市黒内屋 内運動場	飛騨市古川町黒 内1419番地 1	無休	12月29日か ら翌年の1 月3日まで	午前6時か ら午後6時 まで		飛騨市黒内屋 内運動場	飛騨市古川町黒 内1419番地 1	無休	12月29日か ら翌年の1 月3日まで	午前8時か ら午後10時 まで	
以下 略											

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
担当部	教育委員会事務局
提案理由	飛騨市スポーツ施設の廃止等に伴う改正
制定改廃 の根拠等	市独自の改正
条例の 概要	<p>(1) 飛騨市古川町森林公園</p> <p>① 管理棟及び研修棟の廃止</p> <p>近年の利用実績が少ないとこと、また、施設が老朽化していることに加え、耐震基準を満たしていないことから廃止するもの。なお、令和5年度に同敷地に屋内運動場を建築する予定である。</p> <p>② サイクリングロードの休場期間の変更</p> <p>積雪により使用できない冬期間を休場とする改正を行うもの。</p> <p>(2) 飛騨市黒内屋内運動場</p> <p>① 使用時間の変更</p> <p>利用実態に即した使用時間とするための改正を行うもの。</p>
市民への 影響等	特になし。
施行日	令和4年4月1日
備考	